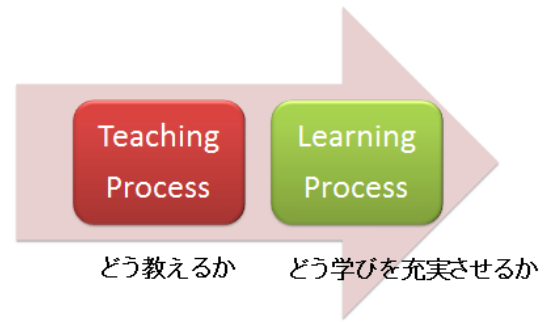


共生を育み支える学校制度とは ---オランダの事例を中心に---

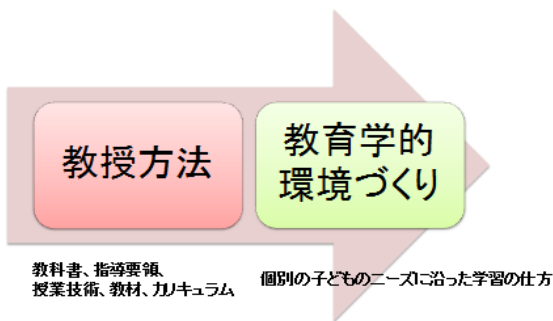
学術研究ネットシンポジウム
日本と世界の教育: 幼児～基礎教育
講演③ 午後3:10～4:00
リヒテルズ直子

オランダの教育は今

オランダの教育現状に見られる
大きな方向性

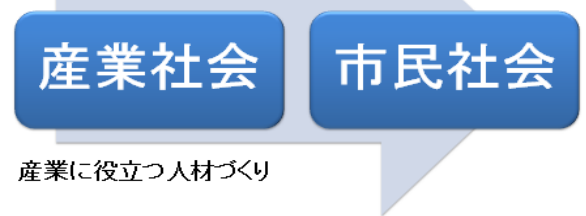


オランダの教育現状に見られる 大きな方向性

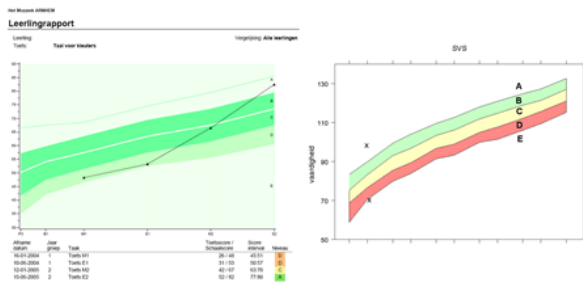


社会のニーズと学校のあり方

多様な価値観(異文化)を受け入れ
他者と協働する世界市民作り



CITOの発達モニター(LVS) 各分野ごと・半年ごと・全生徒対象



今年度から始まった

個別対応教育 Passend Onderwijsとは？

年齢ごとの標準値にはなく、一人ひとりの発達のテンポに合わせる

すべての子どもが、あらゆる分野で可能な限り右肩上がりの発達をするように支援する

そのための最もふさわしい環境を、普通校、普通校の中の特別支援、特殊学校の中から選ぶ

地域協働グループ Samenwerking Verband SWV (特殊学校を含み約75校の小学校と約75校の中学校から成る)



SWVが障がいの認定と予算決定に責任をもつ

SWVは特別支援のための特別予算を受給する(全国で約7万人分の資金が予算に組み込まれている)

SWVは通常クラス内での特別支援の必要を判断し支援する

教育監督局が実施状況を監督

1996 「もう一度一緒に学校へ」政策 WSNS

軽度のLDと発達障害が対象

- ・ 自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害がい
- ・ 注意欠陥・多動性障がい (ADHD)
- ・ ディスレクシア(読字障がい)
- ・ 秀才児

実施内容

特別支援教師 (IB) 設置

個別の子どもの発達記録の義務化(モニターテスト、心理テスト、観察記録など)

地域の学校 (IB) 間協力

2003 「リュックサック」政策 正式名:生徒あたり附属補助金 (LGF) 政策

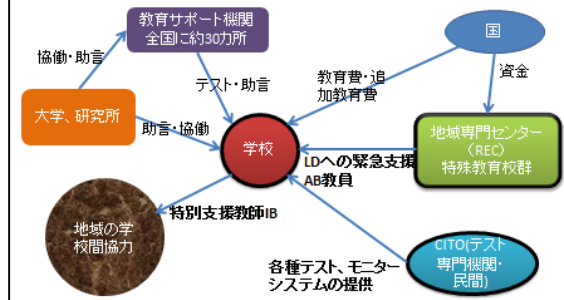
対象

- その他すべての特別のニーズ(視覚・聴覚障がい、聾啞その他の身体障がい、精神・知的障がい)を持つ子どもたちへ広げられる

実施内容

- 全国共通基準で障害の種類・程度を判定
- 判定にもとづいて個別に追加補助金
- 特殊教育校からの「緊急支援委員 (AB)」, その他、理学療法士・言語治療士・心理療法師などの外部の専門家の協力

特別支援教育の組織概要



特別支援教育の観点から 2014 個別対応教育 passend onderwijs

現行制度の問題点

1. リュックサック政策の判定後、保護者が自分で学校を選ばなければならない
2. 障がいの判定を受ける仕組みが複雑で官僚的
3. リュックサック政策の対象となる生徒数が急増し資金不足
4. 学校をベースにした外部からの支援は複雑で不十分
5. 障がいの急増によって、普通学級の教員の能力を上回る教室の外の指導が増えている(インクルージョンになっていない)

対策

- 障がいの保護者は、通常の児童と同様、直接、普通学校を選ぶ(判定を受ける必要なし)
- 学校が、その子どもの特別支援のニーズを基に、自校、他校、または特殊教育校への就学を判断
- 受け入れ校は、特別支援を必要とする生徒毎にプランを立て、支援、可能な限り通常クラスの中で、

一人ひとりの個別の発達を見守り育てる学校 教育の自由

- 「学校闘争」と呼ばれる政治議論
- 1917年の憲法第23条の改正で確立

理念の自由

設立の自由

方法の自由

その結果、

- 全体の7割が私立校だが、公立校と同じ教育費を受給
- 親が学校を選べる

新教育運動によって広がった外国産のオルタナティブ教育の浸透

1920年代に新教育運動の高揚と共にオランダに流入

モンテッソーリ(伊)

1970年代、市民運動が高揚した時代に、急速に普及拡大

ダルトン(米)

フレネ(仏)

個別のニーズに応じ、個性を育て、自立と責任、他者の尊重と共生を強調

シュタイナー(独)

イエナプラン(独)

70年代以降の教育の出発点 すべての子どもはユニーク

画一斉授業による伝達型教育

個別のニーズに合わせた生成型教育



子どもの頭は空のバケツのようなもの
教員の権威・知識偏重



子どもは芽生え始めた種のようなもの
民主的な人間関係・経験の重視

個と共生を重視する オルタナティブ教育の考え方は、

現在では、一般の学校や保育園などでも、非常に広く深く浸透している



マルチプルインテリジェンス

子どもの捉え方・教え方・刺激の仕方(レッテル貼りはしない!!)



Howard Gardner (Harvard Univ.)

ヨーロッパで特別支援教育への動向が生まれるのは

60年代後半から70年代にかけての**市民社会の成熟**と、それに端を発する**オルタナティブ教育**への関心と普及を経た後



脱産業化社会型学校モデルを背景としている

インクルージョンへの国際的動き

1990 「子どもの権利条約」

- 日本、1994年に批准

1994 「サラマンカ宣言」

- 日本も共同宣言

子どもの権利条約第29条 (インクルージョンの定義)

- 締約国は、児童の教育が以下を施行することに同意する。
 - 児童の**人格、才能並びに精神的及び身体的な能力**をその**可能な最大限度まで発達**させること
 - 人権及び基本的自由**ならびに国際連合憲章に於ける原則の尊重を育成すること
 - 児童の父母、児童の文化的同一性、言語および価値観、児童の居住国及び出身国の国民的**価値観**並びに自己の**文明**と異なる文明に対する尊重を育成すること
 - 全ての人民の間の、種族的、国民的および宗教的集団の間の、並びに原住民であるもの間の**理解、平和、寛容、両性の平等および友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活**のために児童に準備させること
- この条文または前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。

サラマンカ宣言第2条より

- 子どもは**すべて、教育に対する基本的な権利**を持ち、満足できるレベルの学習をすることができ、またそれを維持できる機会を持たねばならない
- 子どもは**すべて、一人ひとりのユニークな**性格、関心、能力、そして学習のニーズを持っている
- **教育制度**は、子どもたちそれぞれの、**こういう幅広い多様性に富んだ性格やニーズを考慮して立案、企画**されねばならず、また、教育プログラムが実施されなくてはならない
- 特別の教育ニーズを持つ子どもたちは、**児童中心の教育学の立場から**、そのニーズに応じて**こういう子どもたちを受け入れるように準備された普通校に入学**することが認められねばならない
- こういうインクルーシブな方向性を持つ普通校こそ、**差別的な態度と戦い、そんな人をも歓迎して受け入れる共同社会を生み出して、インクルーシブな社会を建設**し、万人のための教育を達成する最も効果的な手段である。しかも、このような普通校のあり方こそは、**大多数の子どもたちにとって効果的な教育**をもたらす、教育の効率を向上させ、最終的には、教育制度全体の**費用対効果を究極的に向上**させるものである。

インクルージョンの立場から日本の学校教育の問題点を考える

つまり、、、

インクルージョンとは、「特別支援教育」だけを指すものではない

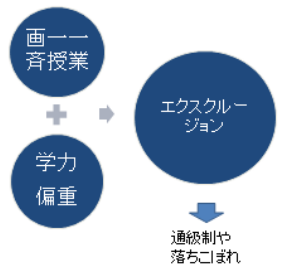


民主的シチズンシップ教育
特別支援は、シチズン(市民)として社会参加を練習・促す場を提供するための支援

日本の特別支援教育はインクルージョンを実現できているか?

児童の**人格、才能並びに精神的及び身体的な能力**をその**可能な最大限度まで発達**させること(子どもの権利条約第29条1-a)

子どもは**すべて、一人ひとりのユニークな**性格、関心、能力、そして学習のニーズを持っている
教育制度は、子どもたちそれぞれの、**こういう幅広い多様性に富んだ性格やニーズを考慮して立案、企画**されねばならず、また、教育プログラムが実施されなくてはならない
(サラマンカ宣言)



特別支援(インクルーシブ)は民主的シチズンシップ教育の一環

民主的シチズンシップ

人権及び基本的自由ならびに国際連合憲章に於ける原則の尊重を育成すること(子どもの権利条約第29条1-b)

全ての人民の間の、種族的、国民的および宗教的集団の間の、並びに原住民であるもの間の**理解、平和、寛容、両性の平等および友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活**のために児童に準備させること(子どもの権利条約第29条1-d)

日本の学校教育における民主的シチズンシップ教育の不在

- 学力偏重(学力テスト・入試偏重)
- 教科書検定制度と道徳教育による価値観の統制
- 元々外国籍児童・難民・同和教育などでの差別
- 中立的な監督制度の不在による、非民主的な上からの行政管理(教員の自由裁量権の不在)

日本の学校とオランダの学校

学校教育をめぐるパラダイム(メンタルモデル)の違い

日本=産業化社会モデル

- 生産性志向
- 競争による選別
- 一元的価値観の伝達
- 行政からの統制による運営
- 暗記・知識偏重

オランダ=脱産業化社会モデル

- 子どものWell-Being思考
- 全ての子どもの最大限の発達による共生
- 多元的価値観の受容
- 学校と教員の自由裁量と保護者(子ども)の運営参加権
- 批判的思考力・創造性の重視